第134期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告

新株予約権等に関する事項

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

（平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月31日まで）

株式会社 八十二銀行

上記の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（https://www.82bank.co.jp/ir/kabushiki/soukai.html）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

新株予約権等に関する事項

（1）事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	(1) 名称 第１回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　21,200株 (3) 新株予約権の行使期間 平成20年７月29日から平成45年７月28日まで (4) 権利行使価額（１株あたり） １円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	１名
	(1) 名称 第２回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　41,500株 (3) 新株予約権の行使期間 平成21年７月28日から平成46年７月27日まで (4) 権利行使価額（１株あたり） １円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	２名
	(1) 名称 第３回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　45,600株 (3) 新株予約権の行使期間 平成22年８月３日から平成47年８月２日まで (4) 権利行使価額（１株あたり） １円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	２名
	(1) 名称 第４回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　66,500株 (3) 新株予約権の行使期間 平成23年８月９日から平成48年８月８日まで (4) 権利行使価額（１株あたり） １円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	３名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役(社外役員を除く)	(1) 名称 第５回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　66,500株 (3) 新株予約権の行使期間 平成24年８月７日から平成49年８月６日まで (4) 権利行使価額（１株あたり） １円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	３名
	(1) 名称 第６回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　87,600株 (3) 新株予約権の行使期間 平成25年８月６日から平成50年８月５日まで (4) 権利行使価額（１株あたり） １円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	４名
	(1) 名称 第７回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　94,800株 (3) 新株予約権の行使期間 平成26年７月23日から平成51年７月22日まで (4) 権利行使価額（１株あたり） １円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	５名
	(1) 名称 第８回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　78,900株 (3) 新株予約権の行使期間 平成27年７月28日から平成52年７月27日まで (4) 権利行使価額（１株あたり） １円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	８名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役（社外役員を除く）	(1) 名称 第９回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式　　150,000株 (3) 新株予約権の行使期間 平成28年７月26日から平成53年７月25日まで (4) 権利行使価額（１株あたり） １円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	８名
社外取締役	―	―
監査役	―	―

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

第134期 （平成28年４月１日から 平成29年３月31日まで） 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	52,243	29,609	2,992	32,601	47,610
当期変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
別途積立金の積立					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△ 0	△ 0	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△ 0	△ 0	—
当期末残高	52,243	29,609	2,992	32,601	47,610

（単位：百万円）

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	937	307,600	35,257	391,405	△ 3,153	473,096
当期変動額						
剰余金の配当			△ 7,600	△ 7,600		△ 7,600
固定資産圧縮積立金の積立	3		△ 3	—		—
固定資産圧縮積立金の取崩	△ 20		20	—		—
別途積立金の積立		20,000	△ 20,000	—		—
当期純利益			23,173	23,173		23,173
自己株式の取得					△ 0	△ 0
自己株式の処分					0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	△ 17	20,000	△ 4,409	15,573	△ 0	15,573
当期末残高	920	327,600	30,848	406,979	△ 3,154	488,669

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	216,785	△ 43,745	173,039	274	646,410
当期変動額					
剰余金の配当					△ 7,600
固定資産圧縮積立金の積立					—
固定資産圧縮積立金の取崩					—
別途積立金の積立					—
当期純利益					23,173
自己株式の取得					△ 0
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 4,470	33,766	29,295	69	29,365
当期変動額合計	△ 4,470	33,766	29,295	69	44,938
当期末残高	212,314	△ 9,979	202,335	343	691,348

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅰ 重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（2）金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1．及び2．（1）と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　3年～50年

その他　3年～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異　各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績率等に基づく将来の払戻見込額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金について、代位弁済等に基づく将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　平成14年７月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

Ⅲ 注記事項

（貸借対照表関係）

1. **無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券**が、国債に129,120百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、**破綻先債権額**は4,878百万円、**延滞債権額**は68,083百万円であります。

   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、**３カ月以上延滞債権額**は128百万円であります。

   なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、**貸出条件緩和債権額**は22,485百万円であります。

   なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. **破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額**は95,576百万円であります。

   なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. **手形割引**は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は20,093百万円であります。

7. **担保に供している資産**は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金（その他の資産）	400百万円
有価証券	906,754百万円

担保資産に対応する債務

預　　金	50,222百万円
債券貸借取引受入担保金	596,632百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、有価証券63,694百万円、現金（その他の資産）25百万円及び中央清算機関差入証拠金23,217百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金745百万円が含まれております。

8. **当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約**は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,588,843百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものが1,506,166百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. **有形固定資産の減価償却累計額**	62,637百万円
10. **有形固定資産の圧縮記帳額**	8,210百万円

11.「有価証券」中の社債のうち、**有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額**は22,808百万円であります。

12. **取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額**	15百万円
13. **関係会社に対する金銭債権総額**	49,107百万円
14. **関係会社に対する金銭債務総額**	28,418百万円

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	225百万円
役務取引等に係る収益総額	672百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	114百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	5百万円
役務取引等に係る費用総額	1,893百万円
営業経費に係る費用総額	3,929百万円

2. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	八十二信用保証株式会社	所有 直接100.0%	当行ローンの保証 役員の兼任	当行ローンの保証	1,034,898百万円	－	－
				上記に伴う代位弁済	980百万円	－	－

八十二信用保証株式会社より当行の各種ローンに対して保証を受けております。なお、保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当行の支払額は1,822百万円であります。なお、取引条件については、交渉のうえ決定しております。

役員及び個人主要株主等

種類	氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	門多　丈	被所有 直接0.0%	当行監査役	資金の貸付（注）	（平均残高） 15百万円	貸出金	15百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）貸出金取引については、一般の取引と同様の条件で行っております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	4,415	0	0	4,416	（注）

（注）自己株式の増加は単元未満株式の買取請求によるものであります。自己株式の減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

（有価証券関係）

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権、「商品有価証券」「その他の特定取引資産」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成29年３月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△ 13

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成29年３月31日現在）

該当ありません。

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式等

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	12,867
投資事業組合等出資金等	1,303
合計	14,170

3. その他有価証券（平成29年３月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	330,071	93,505	236,566
	債　券	1,344,148	1,281,183	62,964
	国　債	978,158	924,213	53,944
	地方債	122,234	118,859	3,375
	社　債	243,756	238,111	5,645
	その他	306,664	293,320	13,344
	うち外国証券	176,885	173,280	3,604
	小　計	1,980,884	1,668,009	312,875
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	3,071	3,265	△ 193
	債　券	219,944	223,141	△ 3,197
	国　債	124,818	127,273	△ 2,455
	地方債	63,405	63,956	△ 551
	社　債	31,720	31,911	△ 190
	その他	226,277	232,127	△ 5,850
	うち外国証券	161,056	164,665	△ 3,609
	小　計	449,293	458,534	△ 9,241
合計		2,430,177	2,126,544	303,633

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	7,685
その他	14,710
合計	22,396

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

	売　却　額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	8,314	1,949	184
債券	728,120	45,046	7,216
国債	681,264	44,158	7,012
地方債	21,641	190	139
社債	25,214	696	64
その他	278,718	6,322	3,585
うち外国証券	255,571	5,320	3,440
合計	1,015,153	53,318	10,986

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（平成29年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	61,651	81

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	10,402百万円
繰延ヘッジ損益	6,640
その他有価証券評価差額金	2,803
減価償却費	2,685
退職給付引当金	2,176
有価証券償却	1,250
未払事業税	242
その他	2,748
繰延税金資産小計	28,949
評価性引当額	△2,220
繰延税金資産合計	26,729
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	94,122
繰延ヘッジ損益	2,294
退職給付信託設定益	1,665
その他	1,120
繰延税金負債合計	99,202
繰延税金負債の純額	72,473

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額	1,363円77銭
１株当たりの当期純利益金額	45円73銭

（ストック・オプション等関係）

本件に関する注記事項については、連結注記表に記載しているため記載を省略しております。

第134期 （平成28年４月１日から平成29年３月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	52,243	34,516	408,739	△ 3,153	492,344
当期変動額					
剰余金の配当			△ 7,600		△ 7,600
親会社株主に帰属する当期純利益			26,312		26,312
自己株式の取得				△ 0	△ 0
自己株式の処分		△ 0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	△ 0	18,711	△ 0	18,711
当期末残高	52,243	34,516	427,451	△ 3,154	511,056

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				新株予約権
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	217,206	△ 43,745	△ 4,153	169,307	274
当期変動額					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 4,270	33,766	6,955	36,451	69
当期変動額合計	△ 4,270	33,766	6,955	36,451	69
当期末残高	212,936	△ 9,979	2,801	205,758	343

（単位：百万円）

	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	24,231	686,158
当期変動額		
剰余金の配当		△ 7,600
親会社株主に帰属する当期純利益		26,312
自己株式の取得		△ 0
自己株式の処分		0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,164	38,685
当期変動額合計	2,164	57,397
当期末残高	26,396	743,555

連結注記表

Ⅰ 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　10社

会社名

八十二ビジネスサービス株式会社	八十二スタッフサービス株式会社
八十二証券株式会社	八十二信用保証株式会社
やまびこ債権回収株式会社	八十二リース株式会社
株式会社八十二ディーシーカード	八十二システム開発株式会社
八十二キャピタル株式会社	八十二オートリース株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等　７社

主要な会社名

有限会社こだまインベストメント

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等　該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等　該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等　７社

主要な会社名

有限会社こだまインベストメント

(4) 持分法非適用の関連法人等　１社

会社名

ALL信州観光活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅱ 会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1．及び2．(1) と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　3年～50年

その他　3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断して必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金については、当行の償却・引当基準に準じて必要と認めた額を計上しております。

6. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績率等に基づく将来の払戻見込額を計上しております。

7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金について、代位弁済等に基づく将来の負担金支払見込額を計上しております。

8. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の５に定める金融商品取引責任準備金であり、有価証券又はデリバティブ取引の事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

9. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異　各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

10. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

11. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて計上する方法によっております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号　平成14年２月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号　平成14年７月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。

(3) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等は、金利スワップの特例処理を行っております。

13. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅲ 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当連結会計年度から適用しております。

Ⅳ 注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. **無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券**が、「有価証券」中の国債に129,120百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、**破綻先債権額**は4,902百万円、**延滞債権額**は68,376百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、**３カ月以上延滞債権額**は128百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、**貸出条件緩和債権額**は22,485百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. **破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額**は95,893百万円で

あります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. **手形割引**は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、20,093百万円であります。

7. **担保に供している資産**は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金（その他資産）	400百万円
有価証券	906,754百万円

担保資産に対応する債務

預　　金	50,222百万円
債券貸借取引受入担保金	596,632百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、有価証券63,694百万円及び現金（その他資産）25百万円、その他資産34,246百万円を、借用金2,750百万円の担保として、リース料債権3,198百万円を差し入れております。

また、その他資産には、先物取引差入証拠金79百万円、保証金843百万円が含まれております。

8. **当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約**は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,663,515百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のものが1,506,166百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. **有形固定資産の減価償却累計額**　70,128百万円

10. **有形固定資産の圧縮記帳額**　8,210百万円

11.「有価証券」中の社債のうち、**有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額**は22,808百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. **「その他の経常費用」**には、金銭の信託運用損2,892百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	511,103	—	—	511,103	
自己株式					
普通株式	4,415	0	0	4,416	

（注）自己株式の増加は単元未満株式の買取請求によるものであります。自己株式の減少は単元未満株式の買増請求によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	—					343	
合計	—						343	

3. 配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月24日定時株主総会	普通株式	4,560百万円	9.00円	平成28年3月31日	平成28年6月27日
平成28年11月11日取締役会	普通株式	3,040百万円	6.00円	平成28年9月30日	平成28年12月8日
合計		7,600百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成29年６月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	4,053百万円
② １株当たり配当額	8.00円
③ 基準日	平成29年３月31日
④ 効力発生日	平成29年６月26日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定であります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、ローン事業及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金及び短期金融市場によって資金調達を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（以下「ALM」という。）をしており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

また、当行及び一部の連結子会社では、顧客販売に対応するため有価証券を売買目的で保有しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①貸出金

主として国内のお取引先に対する貸出金であり、お取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。貸出金は、ある特定の企業集団には集中しておりませんが、営業の基盤である長野県内のお取引先に対する比率は５割を超えており、長野県の経済環境の変化により信用リスクが増加する可能性があります。

②有価証券

主に債券、株式、投資信託及び組合出資金であり、満期保有目的及びその他目的で保有しているほか、顧客販売に対応するため、一部の債券は売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスク、流動性リスクに晒されております。

③預金

お取引先から預かる預金であり、金利リスク、為替リスク、流動性リスクに晒されております。

④デリバティブ

デリバティブ取引の利用目的は、お取引先への各種リスクヘッジ手段の提供、当行グループのALMにおけるヘッジ目的及び当行の収益増強のためであります。

デリバティブ取引には金利スワップ取引、金利キャップ取引及び通貨スワップ取引などがあります。当行では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金及び有価証券に関わる金利・為替の変動リスク等に対してヘッジ会計を適用しており、これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の有効性を評価しております。

なお、ヘッジ目的のために取組むデリバティブ取引は、年度毎に定めるヘッジ方針に基づき実施しております。

当行グループが利用しているデリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当行グループは、信用リスク管理に係る規程類に従い、個別案件毎の審査、与信限度額による管理、問題債権への対応、定期的な債務者区分及び債務者格付の付与、貸出金ポートフォリオの管理などを実施しております。審査体制については、本部においては営業推進部門と審査部門を分離して各々の独立性を確保しながら相互を牽制する体制としており、営業店においては申込受付から最終決定までの間に多段階のチェックが行われる体制としております。その他の管理体制については、定期的に債務者区分及び債務者格付の見直しを実施し、問題債権の早期把握に努めるとともに、これらの結果を信用リスクの計量化・ポートフォリオ管理などに活用しております。

有価証券の発行体の信用リスクは、リスク統括部において、半期毎に与信先・取引種目毎に与信枠を設定し、その枠の中で取引を行う体制としております。

②市場リスクの管理

当行グループは、市場リスク管理に係る規程類を定め、経営の健全性や収益性を確保するため市場リスクをコントロールしております。

ア 金利リスク・為替リスク・価格変動リスク

当行では、リスクとリターンのバランスを適切に保ち、リスクテイクを適正規模に調整するため、市場環境・経営体力等を勘案し、半期毎に市場リスク管理方針を決定しております。さらに、市場リスク管理方針に基づいて取引の種類・お取引先毎に取扱うことのできるリスクの最大量・損失の限度等を経営会議の承認により定めております。必要に応じて各取引種目別の投資限度額又は保有限度額、評価損限度額等のほか、アラームポイントを設定し、市場リスク量や損失額を一定の範囲に抑える管理運営を行っております。各取引担当部署は定められた限度の範囲で業務遂行するほか、リスクの状況を毎日担当役員に報告し、迅速で適切な対応を実践しております。

一方、業務管理面では、取引を執行する部署（フロントオフィス）と当該取引にかかる事務処理部署（バックオフィス）を明確に分離し、さらにリスクを統制・管理する部署（ミドルオフィス）を設置し、相互に牽制する体制となっております。

（ア）金利リスクの管理

金利変動による経済価値増減はバリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）により、ギャップ分析等による金利の変動リスクはALMにより管理しており、「ＡＬＭ・統合リスク管理会議」において実施状況を把握・確認し、対応等を協議しております。なお、ALMにより金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引を行っております。

（イ）為替リスクの管理

為替変動による経済価値増減はVaRにより管理しております。また、過度な為替リスクを回避するため、市場リスク管理方針に持ち高の上限を定めております。

（ウ）価格変動リスクの管理

当行では価格変動による経済価値増減はVaRにより計測し管理しております。なお、取締役会において、自己資本や市場環境等を勘案して半年毎のVaRによるリスク限度額を決定し、その限度額を遵守しております。一部の連結子会社では、保有する有価証券の時価を取締役会等へ定期的に報告しリスクを管理しております。

イ デリバティブ取引

当行ではデリバティブ取引を管理する規程類を制定して、連結子会社の行うデリバティブ取引を含め、一体的にリスクを管理しております。また、デリバティブ全体のポジション額、時価評価額、市場リスク量等は担当役員及び「ＡＬＭ・統合リスク管理会議」等へ定期的に報告しリスクを管理しております。

デリバティブ取引のリスク管理は、リスクを統制・管理する部署（ミドルオフィス）が取引を執行する部署（フロントオフィス）から独立して実施し、牽制が働く体制を構築しております。

③流動性リスクの管理

当行グループは、ALMを通じて資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

		連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)	現金預け金	885,456	885,456	—
(2)	コールローン及び買入手形	100,485	100,485	—
(3)	有価証券			
	満期保有目的の債券	199	206	6
	その他有価証券	2,434,485	2,434,485	—
(4)	貸出金	4,864,144		
	貸倒引当金（※1）	△39,213		
		4,824,931	4,873,024	48,093
資産計		8,245,559	8,293,658	48,099
(1)	預金（※2）	(6,390,778)	(6,391,270)	(492)
(2)	譲渡性預金（※2）	(502,283)	(502,283)	0
(3)	債券貸借取引受入担保金（※2）	(596,632)	(596,632)	(—)
(4)	借用金（※2）	(234,613)	(234,624)	(10)
負債計（※2）		(7,724,308)	(7,724,811)	(502)
デリバティブ取引（※3）				
ヘッジ会計が適用されていないもの		437	437	—
ヘッジ会計が適用されているもの		(18,630)	(18,630)	(—)
デリバティブ取引計		(18,193)	(18,193)	(—)

（※1）　貸出金に対応する一般貸倒引当金（22,390百万円）及び個別貸倒引当金（16,822百万円）を控除しております。

（※2）　負債に計上されているものについては、（　）で表示しております。

（※3）　特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金についても、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。投資信託は、公表されている基準価格を時価としております。

保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に内部格付等に応じたスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもので事業性貸出金は、貸出金の種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に内部格付等に応じたスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。固定金利によるもので非事業性貸出金は、商品別、期間ごとに元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 預金及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借用金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であります。これらの時価は、取引所取引については、東京証券取引所、東京金融取引所等における最終の価格、店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（3）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（※1）	8,986
② 組合出資金等（※2）	14,710
合　　計	23,696

（※1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（※2）組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権、「特定取引資産」中の商品有価証券、その他の特定取引資産が含まれております。

1．売買目的有価証券（平成29年３月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△13

2．満期保有目的の債券（平成29年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	199	206	6
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	—	—	—
合計		199	206	6

3. その他有価証券（平成29年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	334,847	94,839	240,008
	債　券	1,344,148	1,281,183	62,964
	国　債	978,158	924,213	53,944
	地方債	122,234	118,859	3,375
	社　債	243,756	238,111	5,645
	その他	306,664	293,320	13,344
	うち外国証券	176,885	173,280	3,604
	小　計	1,985,660	1,669,343	316,317
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	3,290	3,519	△229
	債　券	219,944	223,141	△3,197
	国　債	124,818	127,273	△2,455
	地方債	63,405	63,956	△551
	社　債	31,720	31,911	△190
	その他	227,269	233,120	△5,850
	うち外国証券	162,048	165,657	△3,609
	小　計	450,504	459,781	△9,277
合計		2,436,165	2,129,124	307,040

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自　平成28年４月１日　至　平成29年３月31日）

	売　却　額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	8,676	2,204	184
債券	728,120	45,046	7,216
国債	681,264	44,158	7,012
地方債	21,641	190	139
社債	25,214	696	64
その他	278,718	6,322	3,585
うち外国証券	255,571	5,320	3,440
合計	1,015,515	53,573	10,986

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額　1,414円70銭

１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額　51円92銭

（ストック・オプション等関係）

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費　　69百万円

2. ストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役　9名	取締役　8名	取締役　8名
ストック・オプションの数	普通株式　105,700株	普通株式　135,900株	普通株式　150,000株
付与日	平成20年7月28日	平成21年7月27日	平成22年8月2日
権利確定条件	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	平成20年7月29日から 平成45年7月28日まで	平成21年7月28日から 平成46年7月27日まで	平成22年8月3日から 平成47年8月2日まで

	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役　8名	取締役　8名	取締役　7名
ストック・オプションの数	普通株式　150,000株	普通株式　150,000株	普通株式　129,300株
付与日	平成23年8月8日	平成24年8月6日	平成25年8月5日
権利確定条件	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	平成23年8月9日から 平成48年8月8日まで	平成24年8月7日から 平成49年8月6日まで	平成25年8月6日から 平成50年8月5日まで

	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション	平成28年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役　8名	取締役　8名	取締役　8名
ストック・オプションの数	普通株式　133,800株	普通株式　78,900株	普通株式　150,000株
付与日	平成26年7月22日	平成27年7月27日	平成28年7月25日
権利確定条件	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	平成26年7月23日から 平成51年7月22日まで	平成27年7月28日から 平成52年7月27日まで	平成28年7月26日から 平成53年7月25日まで

3. ストック・オプションの規模及びその変動状況

（1）ストック・オプションの数

	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション
権利確定前					
期首数	21,200株	41,500株	45,600株	66,500株	66,500株
付与数	—	—	—	—	—
権利失効数	—	—	—	—	—
権利確定数	—	—	—	—	—
権利未確定残数	21,200株	41,500株	45,600株	66,500株	66,500株
権利確定後					
期首数	—	—	—	—	—
権利行使数	—	—	—	—	—
権利不行使による失効数	—	—	—	—	—
権利未行使残数	—	—	—	—	—

	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション	平成28年ストック・オプション
権利確定前				
期首数	87,600株	94,800株	78,900株	—
付与数	—	—	—	150,000株
権利失効数	—	—	—	—
権利確定数	—	—	—	—
権利未確定残数	87,600株	94,800株	78,900株	150,000株
権利確定後				
期首数	—	—	—	—
権利行使数	—	—	—	—
権利不行使による失効数	—	—	—	—
権利未行使残数	—	—	—	—

(2) 単価情報

	平成20年ストック・オプション	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	―	―	―	―	―
付与日における公正な評価単価	617円	512円	452円	374円	410円

	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション	平成28年ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	―	―	―	―
付与日における公正な評価単価	602円	628円	927円	455円

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成28年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法　ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	平成28年ストック・オプション
株価変動性（注）1	41.69%
予想残存期間（注）2	11ヶ月
予想配当（注）3	15円／株
無リスク利子率（注）4	△0.337%

（注）1．予想残存期間11ヶ月に対応する期間（平成27年８月から平成28年７月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2．過去の役員の平均的な在任期間から、現在の在任役員の平均在任期間を減じた期間を予想残存期間とする方法で見積もっております。

3．平成28年３月期の配当実績

4．予想残存期間に対応する国債の利回り

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。